

予防給付基準訪問介護に係る総合事業支給費請求サービスコード・単位数表【R6年4月施行版】

新設	変更	単位数 変更なし
----	----	-------------

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176 単位	日割の場合	1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		(2)1週に2回程度の場合 2349 単位	日割の場合	39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス12		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位	日割の場合	2,349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス12日割				77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス13				3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス13日割				123	1日につき
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合		1 単位減算	-1
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 单位減算	-23
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合		1 单位減算	-1
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 单位減算	-37
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合		1 单位減算	-1
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10% 減算		1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15% 減算		
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12% 減算		
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15% 加算		1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15% 加算		1日につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10% 加算		1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10% 加算		1日につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5% 加算		1日につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 单位加算	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 单位加算	200	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 单位加算	50	月1回限度
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算		